

診療所整備資金融資事業に係る調査について

1 診療所整備資金融資事業について

(1) 事業目的

市内の診療所を対象に、施設整備等に必要な資金を低利子又は無利子で融資することにより、市内に不足する医療機能の整備等を促進し、地域医療の充実を図ることを目的として、平成3年度から事業を実施しています。

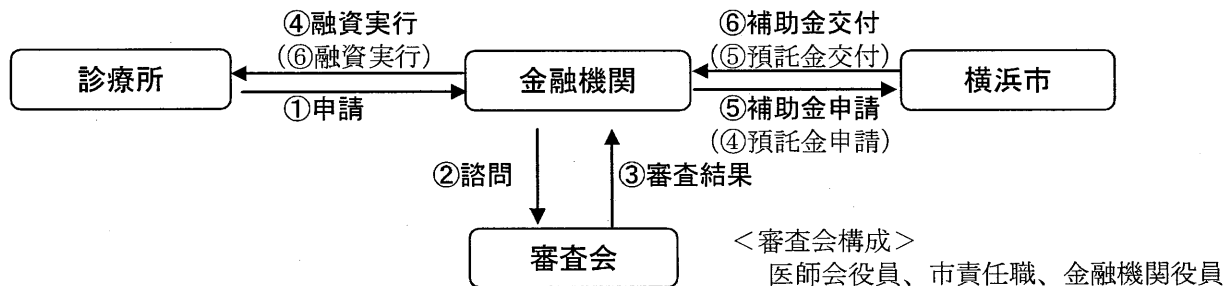
(2) 融資の種類及び融資実行中の件数

融資の種類	利子	融資限度額	融資中件数	備考
新築・増改築	有利子	2,000万円	82件	
医療機器購入		1,000万円	12件	
土地購入		5,000万円	2件	19年度終了
院内保育所		1,000万円	0件	20年度～
宿舎等	無利子	2,500万円	3件	17年度終了
災害・防災設備		2,500万円	1件	
療養・産科病床		5,000万円	0件	療養病床:11年度～、産科病床:20年度～
合計			100件	89医療機関

(3) 事務手続

融資事業の周知、融資申込受付、審査会等の事務手続は、病院整備資金とは異なり、取扱金融機関が直接、業務を行っています。

～平成15年度以降～ ※ () 内は平成14年度以前の預託金方式



2 調査結果

融資実行中の融資案件全100件(89医療機関)について調査を行った結果は、次のとおりです。

	件数	内訳件数						
		有利子					無利子	
		新築・増改築	医療機器	土地	院内保育所	宿舎等	災害・防災設備	療養・産科病床
調査対象数	100	82	12	2	0	3	1	0
うち繰上償還事由に該当	2	0	0	0	0	2※	0	0

※他に融資区分に誤りがあったもの(本来は、「新築・増改築資金」の区分とすべきところを「宿舎等整備資金」の区分で融資実行していたもの)1件があることが判明

参 考

【調査の方法等】

- 融資時から現在までに借受者から提出された書類、金融機関に保管されている書類、登記簿等の確認を行いました。
- 各診療所に施設の現況等について文書で報告を求めた上で、必要に応じて現地調査及びヒアリング等を実施しました。

【横浜市診療所整備資金融資事業実施要綱(平成17年度以前の融資案件に適用)関係部分抜粋】

(繰上償還)

第10条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 融資金融機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上償還を行うことができる。

- 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき
- 融資を受けた資金を第4条に規定する用途以外に使用したとき
- 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的を変更したとき
- 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき

診療所整備資金 繰上償還事由に該当する案件等一覧

1 繰上償還事由に該当する案件

番号	診療所名	融資内容				確認結果	要綱の適用	
		融資種別	金額		日付			融資事業の実施内容
1	戸賀崎産婦人科 医院 (中区)	宿舍等	融資額	25,000,000	融資 実行日	H9.9.30	医師等宿舍としてマンションを購入	①戸賀崎産婦人科医院の勤務医が居住(購入当初から平成15年9月まで) ②看護助手が居住(平成15年9月から平成18年9月まで) ③職員以外の者に賃貸(平成19年2月から現在まで)
			残高 (H20.10.31)	0 ※	貸付期間	20年		
2	(医)慶真会 林レディースクリニック (都筑区)	宿舍等	融資額	25,000,000	融資 実行日	H10.3.23	医師等宿舍としてマンションを購入	①林レディースクリニックの勤務医が居住(購入当初から現在まで) ②当該勤務医に譲渡(H18.5.31)
			残高 (H20.10.31)	12,430,000	貸付期間	20年		

※平成20年10月30日繰上償還済み

2 融資区分に誤りがあった案件

番号	診療所名	融資内容				確認結果		
		融資種別	金額		日付		融資事業の実施内容	
1	(市内有床診療所)	宿舍等	融資額	5,800,000	融資 実行日	H16.3.26	看護師宿舍 診療所1階部 分休憩室・宿直 室の改修	①診療所1階部分の看護師宿直室等(既存)を改修。 ②改修前後とも宿直室等として使用しており、融資申込時から、完了報告時、現在に至るまで、用途の変更等はなし。 ③本来は、「新築・増改築資金」の区分とすべきところを「宿舍等整備資金」として融資実行していたもの。
			残高 (H20.10.31)	4,480,000	貸付期間	20年		